

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2023 年 6 月 1 日

残余財産が確定した通算子法人についての確定申告書提出期限の改正 ～令和 5 年度税制改正関連情報～

Executive Summary

- 令和 5 年度税制改正のうちグループ通算制度に関係する内容は、通算子法人の残余財産が確定した場合の確定申告書の提出期限についての改正のみである
- 当該改正は、通算子法人の残余財産が通算親法人事業年度終了日に確定する場合に、その確定申告書提出期限を、通算グループ全体としての確定申告書提出期限と同じとする内容である
- 通算子法人の残余財産確定日が通算親法人事業年度終了日と一致しない場合には、従来どおり、その確定申告書提出期限は事業年度終了日の翌日から 1 カ月以内（当該翌日から 1 カ月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）であるため、留意が必要である

1. はじめに

連結納税制度は、令和 2 年度税制改正によりグループ通算制度に改組されることが決定し、令和 4 年 4 月 1 日以後開始事業年度について適用されている。

令和 5 年度税制改正においては、通算子法人の残余財産が確定した場合の確定申告書の提出期限について改正が行われた。

本ニュースレターでは、当該改正について、詳細を確認する。

2. 改正前の通算子法人の残余財産が確定した場合の確定申告書の提出期限

グループ通算制度を適用している場合において、通算親法人が解散した場合には、その翌日（合併による解散の場合には合併日）に全ての通算グループ内のグループ通算制度の承認が取消しになり（法法 64 の 10⑥一）、通算グループ全体のグループ通算制度の適用が取止めになる。

一方、通算子法人が解散した場合、解散しただけでは通算グループから離脱しない（合併・破産手続開始の決定による解散を除く）が、残余財産が確定した場合にはその翌日にグループ通算制度の承認が失われる（法法 64 の 10⑥五）。そのため、当該通算子法人の最終事業年度は残余財産確定日までとされる（法法 14④二）。

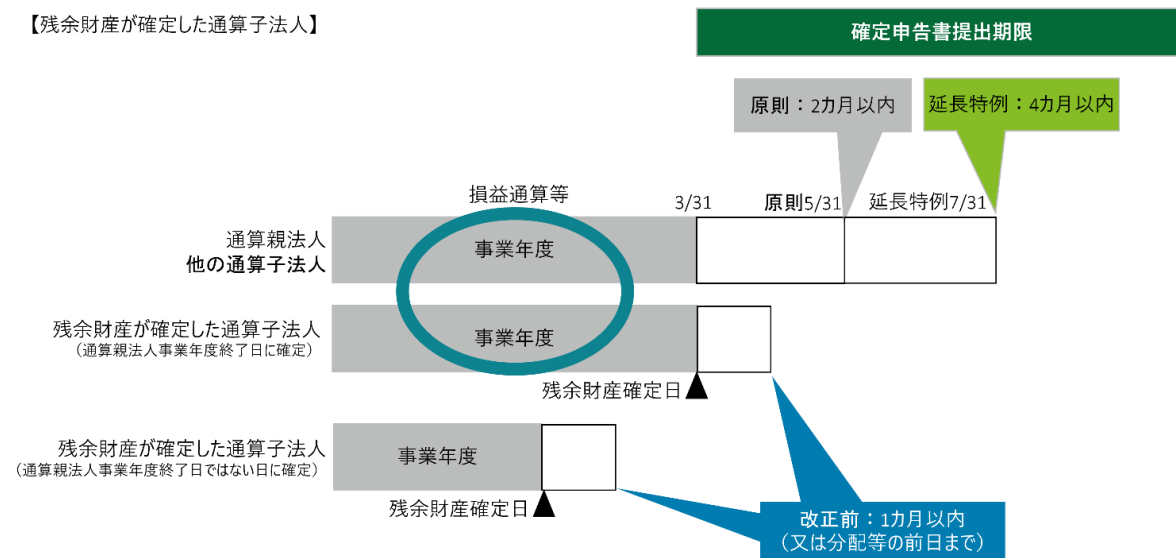
この残余財産確定日までの最終事業年度においては、当該通算子法人についてのグループ通算制度の承認は有効であるため、当該通算子法人の最終事業年度の終了日（＝残余財産確定日）が通算親法人の事業年度終了日と一致する場

合には、その最終事業年度については、通算グループ内の損益通算等の全体計算の項目¹が適用される。そのため、その計算を了するためには、通算グループ全体の計算が終わることが必要である。

しかし、改正前の規定においては、残余財産が確定した通算子法人の残余財産確定日までの事業年度についての確定申告書の提出期限は、その事業年度終了日の翌日から1カ月以内（当該翌日から1カ月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）とされている一方（旧法第74②）、通算グループ全体の申告期限は通算グループ全体の申告期限は原則として事業年度終了日の翌日から2カ月以内（法第74①）、延長特例を適用する場合には4カ月以内とされており（法第75の2①⑪）、当該通算子法人だけが早くに申告をすることが必要な取扱いになっていた。

以上により、規定の改正が必要になり、本改正が行われることになった。

なお、当該通算子法人の最終事業年度の終了日（＝残余財産確定日）が通算親法人の事業年度終了日と一致しない場合には、その最終事業年度については、通算グループ内の損益通算等の全体計算の項目が適用されない。



1 全体計算の項目のうち主なものは次のとおりである。

- 損益通算（法第64の5）
- 欠損金の通算（法第64の7）
- 中小通算法人の軽減税率（法第66⑦）
- 受取配当等に係る負債利子控除の上限（法第19②、④）
- 中小通算法人の交際費等の定額控除限度額（措法第61の4）
- 外国税額控除（法第69⑭、法第148）
- 試験研究費の税額控除（措法第42の4①⑧）

【改正前の確定申告期限】

法人	確定申告期限（改正前）
残余財産が確定した通算子法人	事業年度終了日（＝残余財産確定日）の翌日から1カ月以内（当該翌日から1カ月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）
通算グループ全体	
通算親法人が確定申告書の提出期限の延長特例を受けていない場合	事業年度終了日の翌日から2カ月以内
通算親法人が確定申告書の提出期限の延長特例を受けている場合	事業年度終了日の翌日から4カ月以内

残余財産確定日＝通算親法人の事業年度終了日の場合、通算グループ全体での計算が必要であり、1社だけで早く申告することは困難

3. 改正内容

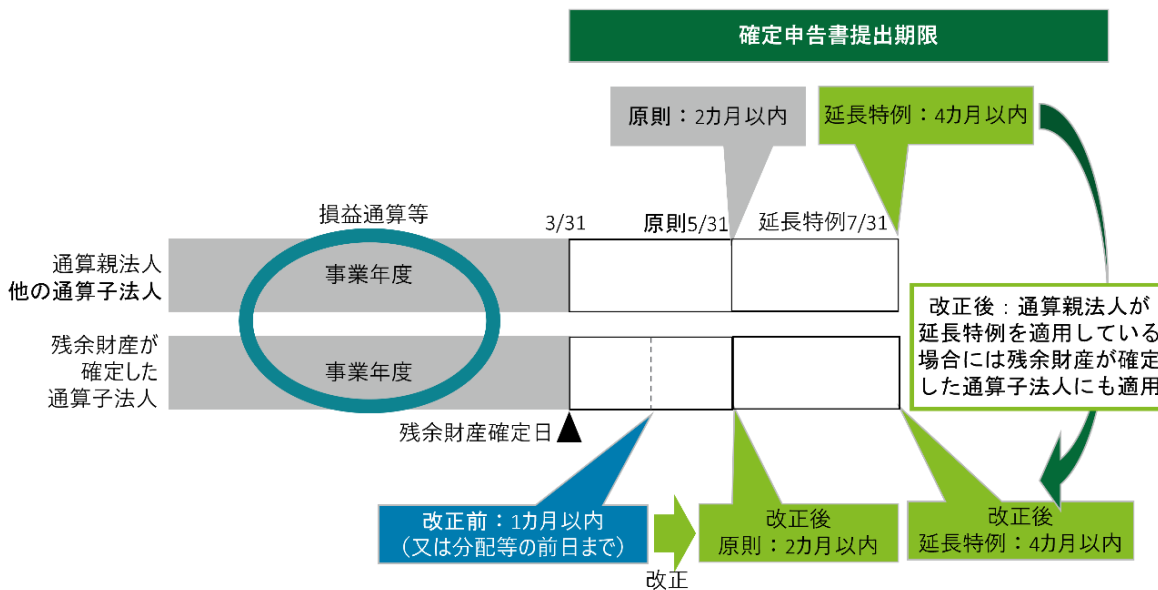
2のような状況を改善するため、通算子法人の残余財産が通算親法人の事業年度終了日に確定した場合には、その通算子法人の確定申告書の提出期限について、通算グループ全体の提出期限と同じとする改正が行われた（法法 74②、75の2①一）。

改正の内容は、次のとおりである。

通算親法人の延長特例の有無	残余財産が確定した通算子法人の確定申告期限	
	改正前	改正後
通算子法人の残余財産が通算親法人の事業年度終了日に確定した場合		
通算親法人が確定申告書の提出期限の延長特例を受けていない場合	残余財産確定日の属する事業年度終了日の翌日から1カ月以内（当該翌日から1カ月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）	残余財産確定日の属する事業年度終了日の翌日から2カ月以内
通算親法人が確定申告書の提出期限の延長特例を受けている場合		その通算子法人の残余財産確定日の属する事業年度についても通算親法人が受けている提出期限の延長特例の適用がある

例えば、通算親法人の事業年度終了日＝通算子法人の残余財産確定日＝3月31日の場合には、改正後においては、原則として、当該通算子法人の確定申告書の提出期限は2カ月以内の5月31日となるが、通算親法人が2カ月の延長特例を受けて確定申告書の提出期限が7月31日となっている場合、当該通算子法人の確定申告書の提出期限も7月31日となる。

【通算子法人の残余財産確定日が通算親法人の事業年度終了日である場合の確定申告書提出期限】



4. 適用

当該改正は、令和5年4月1日以後に残余財産が確定する法人の残余財産確定日の属する事業年度、及び令和5年4月1日以前に残余財産が確定し改正前の確定申告書提出期限が同日以後に到来する事業年度について適用される（改正法附13）。

事業年度が1年であることを前提にすると、グループ通算制度が初めて適用されるのは令和5年3月31日決算であり、通算子法人の残余財産が令和5年3月31日に確定した場合には、その改正前の確定申告書提出期限は令和5年4月1日以後となるため、新法が適用される。

5. 留意点

当該改正が適用されるのは、通算子法人の残余財産確定日が通算親法人の事業年度終了日と一致する場合のみである点に留意が必要である。

通算子法人の残余財産確定日が通算親法人の事業年度終了日でない場合には、当該通算子法人の残余財産確定日までの事業年度は通算親法人の事業年度終了日と一致しないため、グループ通算制度における損益通算等の全体計算の規定が適用されない。いわば、その通算子法人のみで、通常の単体申告同様に計算するため、全体計算を待つ必要は無いといえる。そのため、今回の改正の対象外であり、従来どおり、その確定申告書の提出期限は、残余財産確定日の属する事業年度終了の日の翌日から1月以内（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）（法法74②）になる。

通算子法人の残余財産確定日が通算親法人の事業年度終了日と一致するかしないかにより、取扱いが異なるため、留意が必要である。

（東京事務所 大野 久子）

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイト トーマツ 税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000 (代)

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

令和 5 年度 税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人 および デロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム および それらの関係法人 (総称して "デロイト ネットワーク") のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または "Deloitte Global") ならびに各メンバー フォーム および 関係法人 はそれぞれ 法的に 独立した 別個の 組織体 であり、第三者 に関して 相互に 義務を 課し または 拘束 させる ことは ありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに 関係法人 は、自らの 行為 および 不作為 についてのみ 責任を負い、互いに 他 の フォーム または 関係法人 の 行為 および 不作為 について 責任を負う ものではありません。DTTL は クライアント への サービス 提供 を 行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッド は DTTL のメンバー フォーム であり、保証 有限責任 会社 です。デロイト アジア パシフィック リミテッド のメンバー および それらの 関係法人 は、それぞれ 法的に 独立した 別個の 組織体 であり、アジア パシフィック における 100 を 超える 都市 (オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にて サービス を 提供 しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務 などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters" を パーパス (存在理由) として 標榜 する デロイト の 約 415,000 名 の 人材 の 活動 の 詳細 については、(www.deloitte.com) を ご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301